

令和2年8月3日

公益社団法人神奈川県環境保全協議会会長 様

神奈川県環境農政局環境部大気水質課長  
( 公 印 省 略 )

神奈川県生活環境の保全等に関する条例及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正に係る周知について (依頼)

本県の環境行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年神奈川県条例第32号）を令和2年3月31日に公布し、これに合わせて、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和2年神奈川県規則第62号）を令和2年7月3日に公布し、令和2年10月1日から施行することとしました。

改正の趣旨及び内容は、別添関係資料のとおりですので、貴会会員の皆様に対する周知について特段の御配慮をお願いいたします。また、次の県ホームページでも関係資料を公開しています。

○県ホームページ「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」

URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/cnt/f41093/index.html>

問合せ先

調整グループ 吉原、堀越

電 話 045(210)4107

ファクシミリ 045(210)8846